

狭山市災害廃棄物処理計画

平成31年3月

狭山市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 基本事項	3
3.1 想定する災害	3
3.2 対象とする災害廃棄物の種類	4
3.3 災害廃棄物処理の基本方針	5
3.4 災害廃棄物の処理主体	5
3.5 災害廃棄物処理に係る業務内容	6
第2章 災害廃棄物処理に関する体制	8
第1節 組織体制・指揮命令系統	8
1.1 災害対策本部	8
1.2 災害廃棄物処理チーム	9
第2節 情報収集・連絡体制	11
2.1 情報収集・連絡体制	11
2.2 関係機関と共有する情報	12
2.3 災害廃棄物処理チームにおいて行う情報収集	14
第3節 協力・支援体制	15
3.1 自衛隊、警察、消防等との連携	15
3.2 国・県の支援	15
3.3 県内、近隣自治体との連携・支援	17
3.4 民間事業者からの支援	17
第3章 災害廃棄物処理の内容	18
第1節 一般廃棄物処理施設等	18
1.1 一般廃棄物処理施設の現況	18
第2節 災害廃棄物処理業務の内容	20
2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定	20
2.2 処理スケジュール	21
2.3 処理フロー	21
2.4 収集運搬計画	23
2.5 仮置場の設置、運営管理、返却	24
2.6 環境モニタリング	27
2.7 再生利用	28
2.8 広域的な処理・処分	29
2.9 適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策	29
2.10 思い出の品	31
2.11 避難所ごみ・生活ごみ	31
2.12 し尿処理	32
第3節 住民への広報・啓発	34
3.1 広報	34
3.2 相談窓口	35
第4節 発災時における県への事務委託	35
第5節 災害廃棄物処理実行計画	36
第4章 計画の運用と見直し	37
第1節 職員への教育	37
第2節 計画の進捗管理・見直し	38

第1章 総 則

第1節 計画作成の背景及び目的

平成23年に発生した東日本大震災や、平成27年に発生した関東・東北豪雨災害、平成28年に発生した熊本地震などでは、被害は広範囲に及び、ライフラインや交通網の寸断など社会インフラへの影響が大きかったのと同時に、大量の廃棄物が発生し、これらを早期に処理することが復旧・復興における重要課題となった。

そのため、国では、大規模災害の経験と知見を踏まえて、「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定し、災害時の廃棄物処理を迅速に進めるために、事前の対策を可能な限り講じておくことの重要性を示している。

また、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、災害廃棄物処理計画未策定の自治体において、災害廃棄物処理の初動体制に遅れが生じ、その後の処理を一層困難なものとしていることから、自治体レベルでの事前の災害廃棄物対策の加速化が求められている。

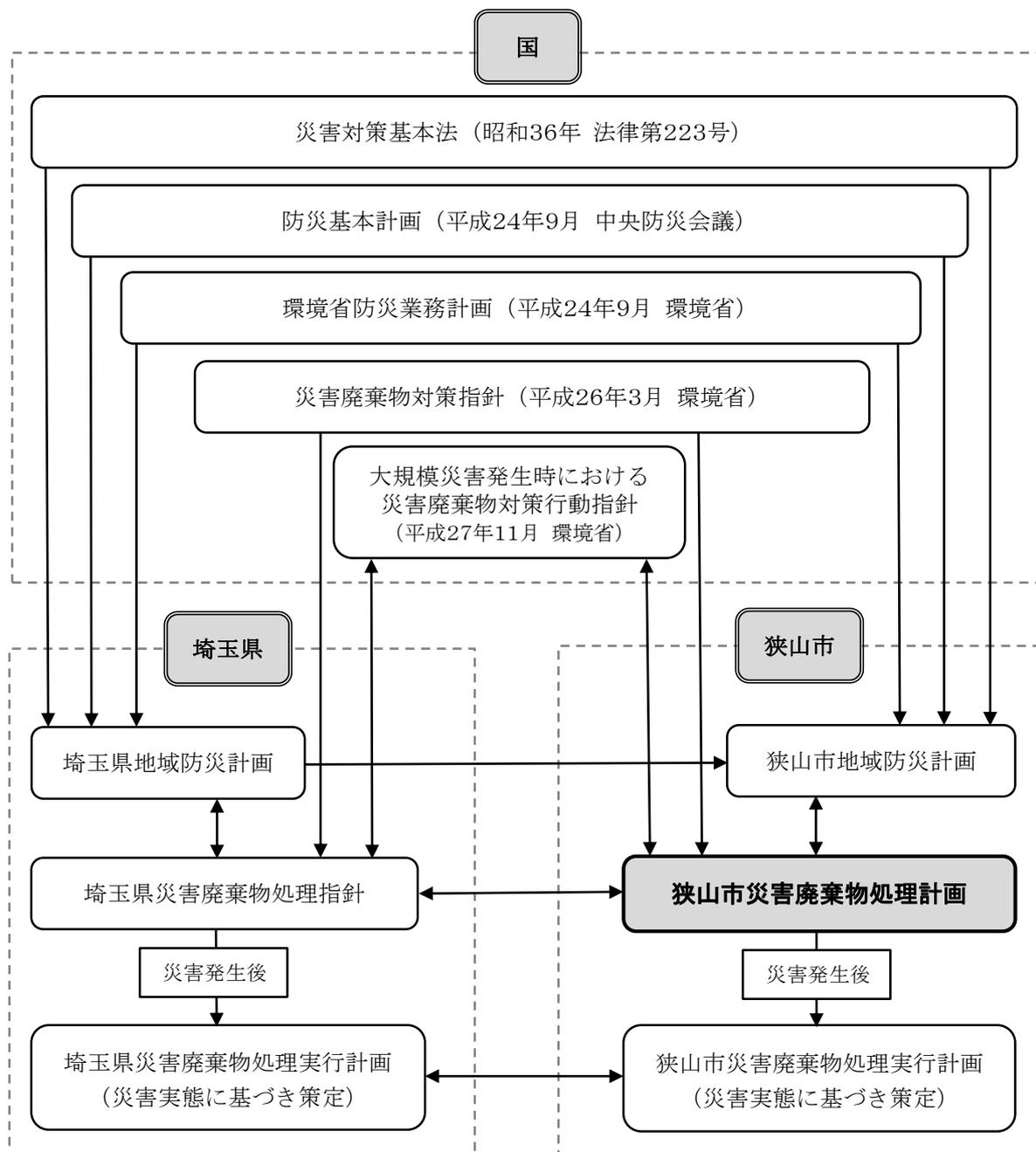
こうしたことから、狭山市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、狭山市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）を補完するものとして、災害廃棄物等の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本市における平常時の事前対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成26年3月）、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）及び埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するために必要な事項を示すものである。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は本計画に基づき進めるが、実際の被害状況等により柔軟に対応するものとする。

図1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



第3節 基本事項

3.1 想定する災害

本計画で想定する災害については、地域防災計画で対策上想定している以下の災害等とする。

なお、災害廃棄物の発生量や要処理量の算定にあたっては、地域防災計画上、最も被害が大きくなる立川断層帯地震に関する被害想定調査に基づく予測数値を根拠としている。

1) 地震災害

- ① 東京湾北部地震
- ② 茨城県南部地震
- ③ 元禄型関東地震
- ④ 関東平野北西縁断層帯地震
- ⑤ 立川断層帯による地震

2) 風水害

- ① 洪水被害
- ② 内水被害
- ③ 土砂災害
- ④ 降ひょう被害
- ⑤ 降雪被害
- ⑥ 竜巻被害

3) 火山噴火降灰被害

4) 事故災害

表1-1 災害廃棄物の発生量・要処理量の算定根拠とする地震災害（立川断層帯による地震）

項目	被害等の内容
震度分布	震度5強～6弱の範囲に分布
避難者数（発生から1週間後）	408人
建物被害（全壊・半壊棟数）	929棟（全壊 39棟・半壊 890棟）
火災被害（炎上出火件数）	5.9件（冬18時）

※ 狭山市地域防災計画 地震被害想定調査に基づく市の被害想定より

3.2 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物は、以下のとおりとする。

表 1-2 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
災害によって発生する廃棄物等	木くず	柱、梁、壁材等
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、陶器くず、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、食品工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電(※1)	テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類
	廃自動車等(※1)	自動車、自動二輪、原動機付自転車
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB(※2)、感染性廃棄物、フロン類・CCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)・テトラクロロエチレン(有機塩素系溶剤)などの有害物質、医薬品類、農薬類の化学物質など
その他 適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物、石膏ボードなど	
生活ごみ等	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみなど
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組立てトイレ、レンタルトイレ)等からの汲取りし尿

※1 リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

※2 PCB…ポリ塩化ビフェニル化合物の総称で、人工的に作られた主に油状の化学物質。

3.3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

1) 衛生的かつ迅速な処理

災害廃棄物については、地域を通常の状態に復旧・復興する観点から、できるだけ衛生的かつ迅速に処理を進める。

2) 安全性の確保

災害時の清掃業務では、特に、作業の安全確保を図るとともに、仮置場の運営においては、災害廃棄物の飛散、流出や火災防止策等の必要な措置を行う。

3) 環境への配慮

災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺の生活環境を損なわないように進める。また、粗大ゴミやがれき等の処理においては、本計画に基づき再生利用を図る。

4) 住民への対応

災害廃棄物の排出・分別ルールについて、住民に混乱を招かないよう周知徹底を図る。

5) 地域全体での協働体制

災害廃棄物の分別や仮置場の管理・運営・確保等について、住民・自治会等の役割分担を明確にし、協働体制を構築するとともに、地域の民間事業所等と協力して、運搬、処理、資源化等を進める。また、必要に応じて、国、県等への支援を要請する。

3.4 災害廃棄物の処理主体

本市で発生した災害廃棄物の処理は、本市が主体となって処理を行うことを基本とする。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市のみで処理することが困難な場合は、民間事業者や他の地方公共団体への協力を要請する。

なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14第1項(※)に基づき、県等への事務委託を行うものとする。

また、本市が支援団体となる場合は、処理主体である地方自治体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行う。

※ 地方自治法252条の14第1項

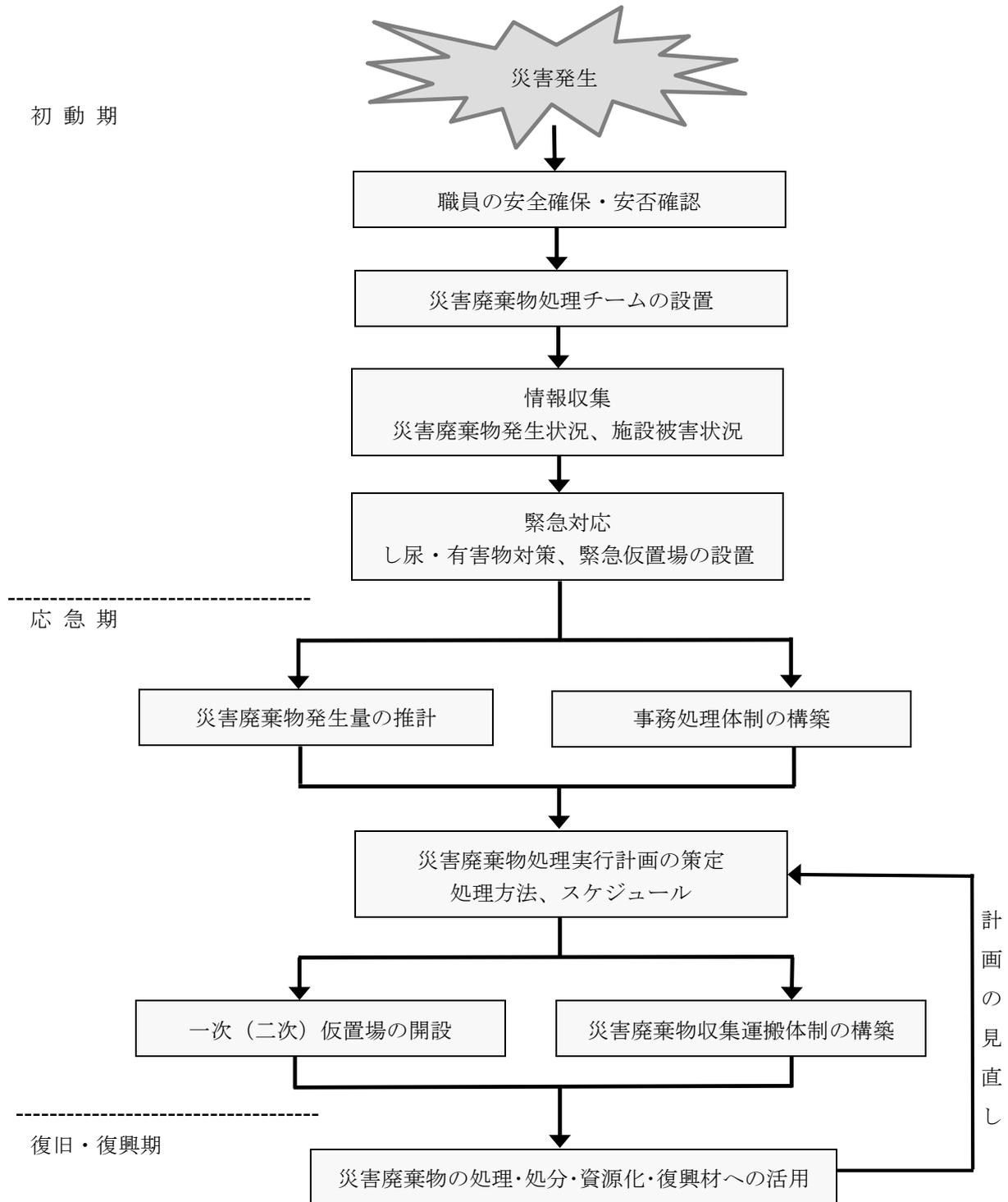
普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3.5 災害廃棄物処理に係る業務内容

1) 発災後の業務概要

発災後の災害廃棄物の処理の流れを図1-2に示す。

図1-2 発災後の災害廃棄物処理業務の流れ



2) 発災前後の考え方と段階に応じた業務

本計画では、災害廃棄物処理について、事前対策、災害応急対応、復旧・復興の観点から必要な事項を整理する。

本計画における時期区分別の災害廃棄物処理対策は表1-3のとおりとする。

表1-3 時期区分別の災害廃棄物対策

	時期区分	災害廃棄物対策	時期区分の特徴
事前対策	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理事例等に関する情報収集 ・災害廃棄物処理計画の策定 ・職員の研修・訓練 	被害抑止、被害軽減のための事前対策
災害応急対応	初動期 発災後数日間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理チームの設置 ・情報収集 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害廃棄物発生状況 (2) 一般廃棄物処理施設被害状況 (3) 被害概要（道路、上下水道、電気、建物被害、浸水被害等） (4) 避難所の設置状況（仮設トイレ数等） ・道路啓開、二次被害防止のための災害廃棄物撤去 ・定期収集の一時停止や処理施設への搬入規制等の判断 ・緊急仮置場の設置の判断 <ul style="list-style-type: none"> (1) 場所の決定 (2) 受入れ基準、収集運搬計画、開設時間等管理方法の決定 ・住民への広報（災害ごみの排出方法、緊急仮置場の案内、生活ごみの排出方法等） ・し尿収集体制の整備 ・有害物の流出・飛散等の調査確認 ・支援要請 	人命救助が優先される時期
	応急期 ～3ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・処理体制の応急復旧 ・収集体制の応急復旧 ・一次仮置場の設置・受入 ・避難所ごみの対応 ・支援要請 	避難所生活の本格化 人や物の流れが回復
復旧・復興	復旧・復興期 ～3年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・復旧・復興計画と合わせた災害廃棄物処理・再資源化 ・長期の支援要請 ・国庫補助金申請 	避難所生活終了、復興工事の本格化

※ 時期区分の時間目安は災害規模や内容によって異なる。

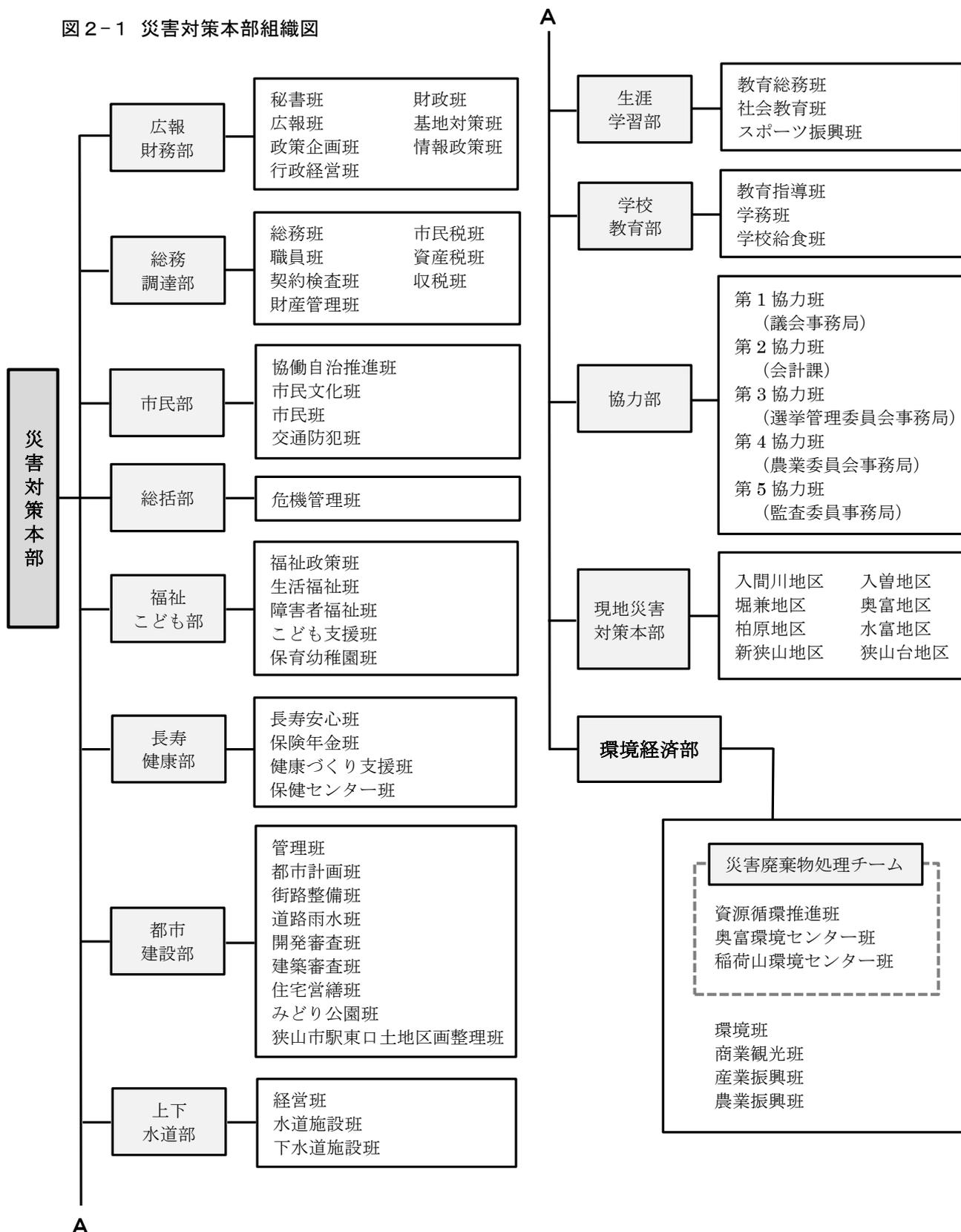
第2章 災害廃棄物処理に関する体制

第1節 組織体制・指揮命令系統

1.1 災害対策本部

本市に災害が発生したとき及び発生のおそれがあるときに設置される災害対策本部は以下のとおりであり、各業務は地域防災計画（平成30年3月）に定めるとおりである。

図2-1 災害対策本部組織図

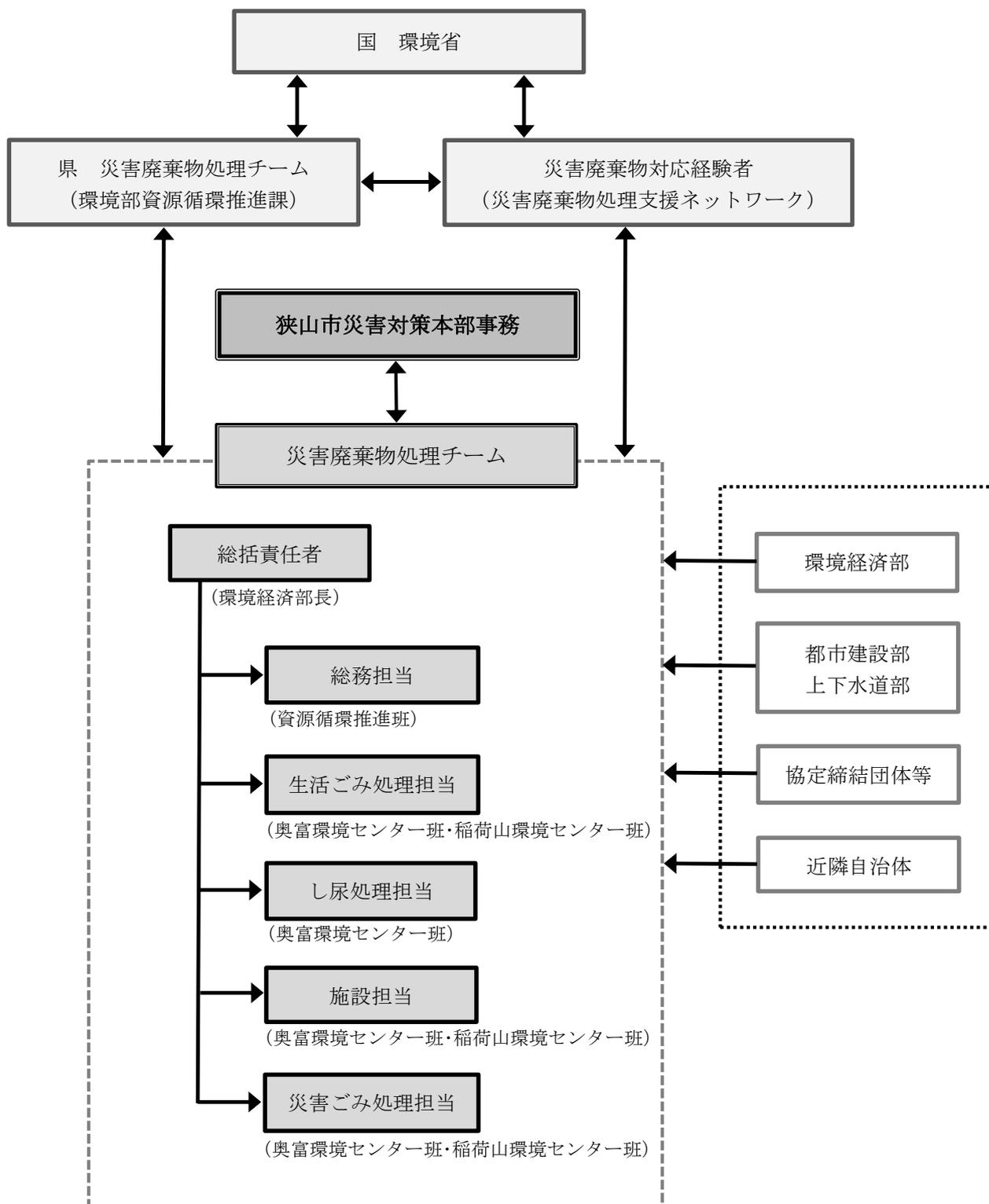


1.2 災害廃棄物処理チーム

1) 組織体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。なお、災害廃棄物処理を担当する組織については、次のとおり定める。

図2-2 災害廃棄物処理対策組織の構成



2) 担当ごとの業務内容

平常時、発災後の初動期、応急期、復旧・復興期にかけての作業の流れを表2-1に担当区分・業務内容ごとに示す。

表2-1 発災後の災害廃棄物処理における業務概要

担 当	災害廃棄物処理計画上の区分 業 務 内 容	事前 対策	災 害 応 急 対 応				復旧・ 復興
		平常時	初 動 期		応 急 期		復旧・ 復興期
			前期	後期	前期	後期	
総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理（防災部署との連携も含む）	○	○	○	○	○	○
	職員参集状況の確認と人員配置		○				
	廃棄物等対策関連情報の集約		○	○			
	災害対策本部との連絡		○	○	○	○	
	市民への広報	○		○	○	○	○
	相談・苦情の受付			○	○	○	○
	事業者への指導			○	○	○	○
	県及び他市町村等との連絡		○	○	○	○	○
	応援の要請（広域処理関係）			○			
	国庫補助の対応				○	○	○
	災害廃棄物処理実行計画策定と見直し（処理フロー、災害廃棄物発生量推計）	○			○	○	○
生活ごみ 処理担当	避難所及び一般家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理			○	○	○	○
し尿処理 担当	し尿の収集・処理		○	○	○	○	
施設担当	備蓄、点検	○	○	○			
	処理施設復旧、必要機材確保	○			○	○	
災害ごみ 処理担当	仮置場、運営管理、撤去		○	○	○	○	○
	環境対策、モニタリング、火災対策					○	○

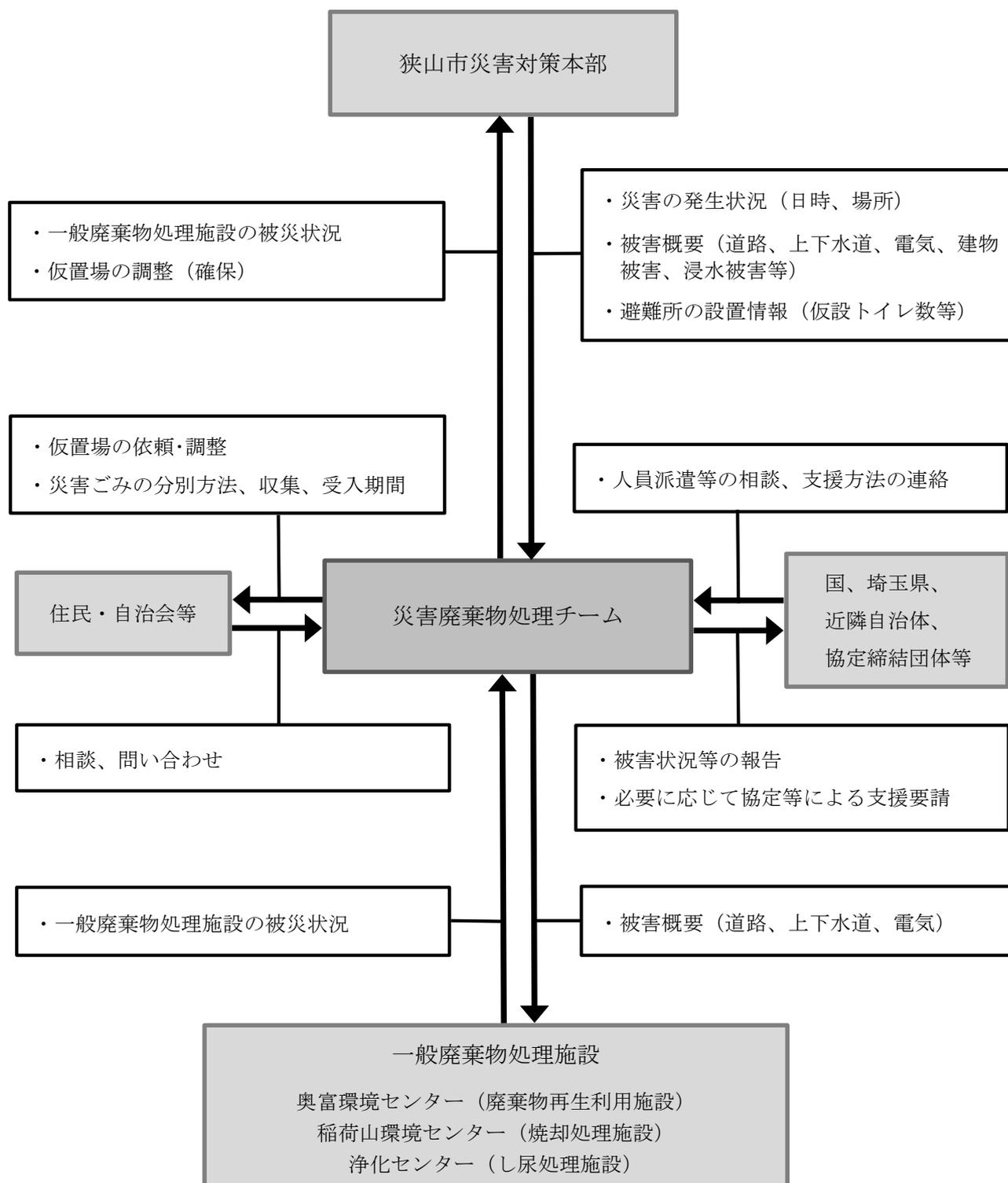
第2節 情報収集・連絡体制

2.1 情報収集・連絡体制

発災後は、逐次変化する被害状況の把握や災害対策本部の方針だけでなく、国、県と情報を共有するとともに、災害廃棄物処理チームから本市の状況を発信していく。

本市の情報収集・連絡体制を図2-3に示す。

図2-3 連絡体制～情報の流れ～



2.2 関係機関と共有する情報

1) 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理の基礎資料とするため、表2-2に示す情報を本市災害対策本部から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに収集運搬許可業者などの関係者に周知する。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて収集する。

表2-2 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

区 分	情報収集項目	目 的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の収容人数 	仮設トイレ設置数把握 (し尿処理関連)
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数 	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見直し ・下水処理施設の被災状況 ・主要な道路・橋梁の被害状況と復旧の見直し 	インフラの状況把握

2) 国・県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報、ごみ処理の進捗状況など表2-3に示す情報について、定期的に国、県に報告するものとする。

表2-3 国・県への報告事項

区 分	情報収集項目	目 的
災害廃棄物(全体) <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物 ・有害廃棄物発生状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理量・進捗率 ・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 	生活環境の保全 全体像の把握
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・復旧見直し ・必要な支援 	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 	

3) 近隣自治体の情報収集

近隣自治体等との連絡手段を確保し、表2-4に示す情報について共有に努める。

表2-4 災害廃棄物に関連して収集する情報

項目	内容
オープン スペース	<ul style="list-style-type: none">・仮置場候補地・広域避難所・物資拠点・仮設住宅を含めた空き地 <p>災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化するものであるため、オープンスペースとして情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。なお、オープンスペースの情報収集にあたっては、周辺の学校、病院等の保全施設の情報も合わせて収集する必要がある。</p>
処理施設	<ul style="list-style-type: none">・焼却処理施設・し尿処理施設・最終処分場 <p>災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設などは、それらの施設の被害状況、それらの施設までのアクセスなど様々な条件により選定されるものである。そのため、施設の基本情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。</p>
資機材	<ul style="list-style-type: none">・収集運搬車両・重機・仮設トイレ <p>災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材としては、収集運搬車両、重機、仮設トイレなどがあげられる。また、これらの資機材は、先の仮置場と併せ災害廃棄物処理の初期体制を決定する要因ともなる。そのため、資機材として情報をデータベース化することで、様々な状況に応じた体制整備に対応できるものとする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・避難所・緊急輸送路等 <p>災害廃棄物処理体制構築について検討する際の情報として、上記以外に必要な広域情報項目は、避難所、緊急輸送路等があげられる。</p>

4) 関係団体の情報収集

災害廃棄物処理対策に関する応援協定を締結している関係団体(※)と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

※ 応援協定を締結している関係団体…埼玉県一般廃棄物連合会、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
(16ページ、表2-7参照)

2.3 災害廃棄物処理チームにおいて行う情報収集

災害廃棄物に関連して、災害廃棄物処理チームにおいては表2-5に示す情報を収集する。

なお、収集した情報から、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直し、災害廃棄物処理を遂行していく。

表2-5 災害廃棄物に関連して収集する情報

項目	内容	緊急時	復旧時	情報収集先
職員・施設被災	職員の参集状況	◎		資源循環推進班 奥富・稲荷山環境センター班
	廃棄物処理施設の被災状況	◎		
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	◎	
仮設トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○		水道施設班 下水道施設班 危機管理班 資源循環推進班
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	◎	
	仮設トイレ設置計画と設置状況	◎		
	仮設トイレの維持管理状況	◎	○	
	仮設トイレの撤去計画・撤去状況		◎	
	仮設トイレ設置に関する支援要請	◎		
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	◎		奥富環境センター班
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎		
	し尿収集・処理の進捗状況	○	◎	
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎	
生活ごみ処理	ごみの推計発生量(避難所ごみ含む)	◎	○	資源循環推進班 奥富・稲荷山環境センター班
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○	
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	◎	
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎	
災害ごみ処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎		危機管理班 資源循環推進班 奥富・稲荷山環境センター班
	災害廃棄物となる廃棄物の種類	◎	○	
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	◎	○	
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○	
	災害廃棄物処理実行計画	◎	○	
	仮置場の配置・開設準備状況	◎		
	仮置場の運用計画	○		
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○	
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況		◎	

※ ◎印の項目については、収集する情報の中でもより重要度が高いもの。

第3節 協力・支援体制

被災区域で発生する災害廃棄物の処理は、本市が主体となって行うが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本市のみでは対応できないこともあるため、協力・支援体制を確認する。

総務担当は、生活ごみ処理担当・し尿処理担当・施設担当・災害ごみ処理担当から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援協定に基づき応援を要請する。他市町村、民間団体等からの支援の申し出については、支援要請内容との調整を行うとともに、支援要請内容等については速やかに県に報告する。

3.1 自衛隊、警察、消防等との連携

災害発生直後は、自衛隊、警察、消防による人命救助、道路啓開作業が行われることから、災害廃棄物への対応については、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、以下の対応を要請する。

(要請事項)

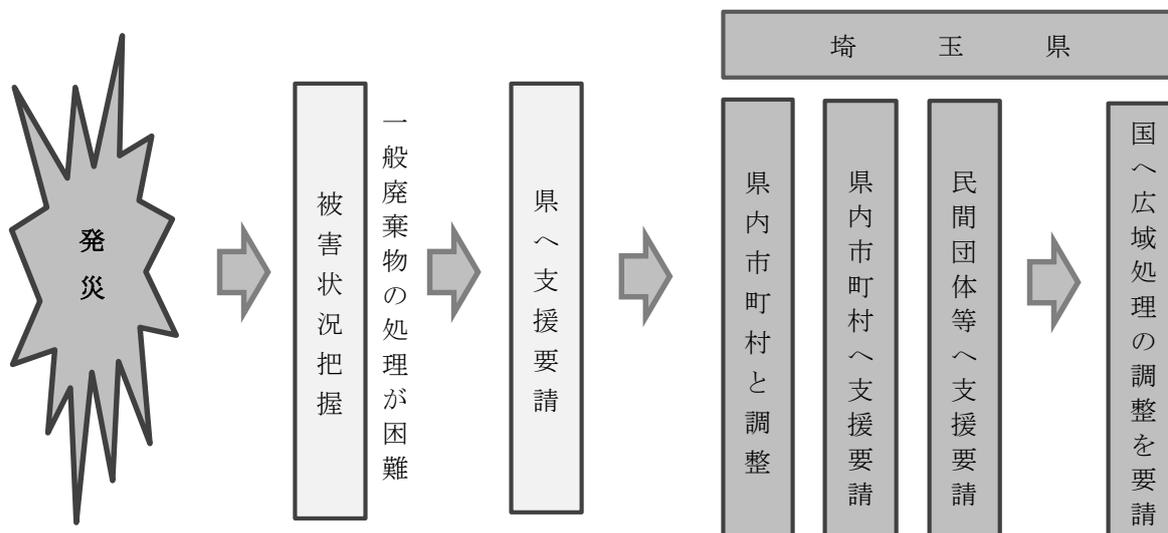
- 有害物、危険物に対する情報や災害廃棄物の特性に応じた最低限の分別
- 道路啓開廃棄物の移動先
- 火災等の二次災害の防止、不法投棄対策
- 貴重品・思い出の品の取扱い

3.2 国・県の支援

災害廃棄物処理にあたっては、本市が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、国、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

発災後の支援要請については、図2-4の手順で要請の必要性を判断したうえで行うものとする。

図2-4 災害廃棄物処理支援要請の基本的な流れ



(受援体制)

- 発災後、自区内の資機材では処理が困難と判断される場合には、表 2-6 に示す埼玉県、県内市町村及び一部事務組合で構成する埼玉県清掃行政研究協議会が締結する「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」のほか、表 2-7 に示す「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」及び「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく支援を要請する。
- 委託処理や職員派遣等の円滑な受援・支援対策のため、体制の整備を図るとともに訓練等を実施する。

表 2-6 災害廃棄物処理に関する相互支援協定

名 称	締 結 者	締 結 日	協 定 概 要
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	・埼玉県清掃行政研究協議会（埼玉県、県内市町村及び一部事務組合 84団体）	平成20年 7月15日	災害廃棄物処理に関する相互支援 (1) 機材等の提供及び斡旋 (2) 一時的に保管する仮置場の提供 (3) 必要な職員の派遣 (4) 処理の実施 (5) その他必要な事項

表 2-7 災害廃棄物処理に関する応援協定

名 称	締 結 者	締 結 日	協 定 概 要
災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	・埼玉県清掃行政研究協議会 ・埼玉県一般廃棄物連合会	平成22年 8月6日	災害廃棄物処理に関する協力 (1) 災害廃棄物等の撤去 (2) 災害廃棄物等の収集・運搬 (3) 災害廃棄物等の処分 (4) 仮設トイレの設置、汚水の汲み取り及び運搬 (5) 前各号に伴う必要な事項
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	・埼玉県 ・一般社団法人埼玉県環境産業振興協会	平成16年 11月1日 (旧・社団法人埼玉県産業廃棄物協会)	市町村等からの要請に基づく協力 (1) 災害廃棄物の撤去 (2) 災害廃棄物の収集・運搬 (3) 災害廃棄物の処分 (4) 前各号に伴う必要な事項

(支援体制)

- 県から、協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員に応じて、交替要員も含め必要な支援体制を整備する。
- 県から廃棄物処理の支援要請を受けた場合は、本市の処理施設の稼働状況等から受入れの可否、受入れ可能量等を検討する。
- 支援（委託処理）を行う場合は、要請先の自治体と受入手続きを行うとともに、必要に応じて受入施設の周辺住民等に対し説明を行う。

3.3 県内、近隣自治体との連携・支援

県内、特に、近隣自治体との連携・支援については、応援協定の締結等を含め、今後具体的な検討を進める。なお、近隣自治体との連携・支援は、迅速かつ効果的に実行されるよう常に最新の情報を提供するとともに、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について要請する。

また、他市町村からの支援を受ける場合、受入れ体制の整備も重要となるため、協定締結に際しては、支援を受ける人材、資機材の詳細を取り決め、これらの移動ルートの確保、受入体制の整備も検討し、さらに、支援される側だけではなく、支援する側の体制等についてもあらかじめ検討しておく。

表 2-8 災害廃棄物処理に関する相互支援協力予定の団体

団 体 名	構 成 市	対 応 概 要
埼玉県西部地域まちづくり協議会	所 沢 市 入 間 市 飯 能 市	災害廃棄物処理の優先的な相互支援

3.4 民間事業者からの支援

被災状況により、災害対策に関する応援協定を締結している民間事業者(※)からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡のうえ、協定に基づき要請する。

※ 応援協定を締結している民間事業者…埼玉県一般廃棄物連合会、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
(16ページ、表2-7参照)

第3章 災害廃棄物処理の内容

第1節 一般廃棄物処理施設等

1.1 一般廃棄物処理施設の現況

本市の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その受入区分等の概要を下表に示す。

表3-1 本市の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設処理概要	住所・連絡先
奥富環境センター	不燃ごみ・粗大ごみ・ びん・缶	狭山市上奥富 897-1 04-2953-2831
稲荷山環境センター	可燃ごみ	狭山市稲荷山 1-12-1 04-2954-9062
浄化センター	し尿・し尿汚泥	狭山市柏原 3467-1 04-2952-2101
太誠産業(株)狭山工場	プラスチック・生ごみ	狭山市柏原 403-1 04-2953-0098
(株)システム	プラスチック	狭山市広瀬台 2-16-9 04-2954-7700
(有)エム・クリーン	剪定木くず	狭山市水野 62-24 04-2956-2138
(有)山水造園土木	剪定木くず	狭山市南入曽 337-8 04-2957-1502

表3-2 近隣の一般廃棄物処理施設（民間、近隣自治体等）

施設名称	施設処理概要	住所・連絡先	協定名
所沢市東部 クリーンセンター	可燃ごみ・不燃ごみ・ 粗大ごみ・資源物	所沢市日比田 895-1 04-2998-5300	災害廃棄物等の処理に 関する相互支援協定
所沢市西部 クリーンセンター	〃	所沢市林 1-320-1 04-2948-3141	〃
入間市総合 クリーンセンター	〃	入間市新久 127-1 04-2934-5546	〃
飯能市 クリーンセンター	〃	飯能市下畑 768-1 042-973-1010	〃
加藤商事(株)	ペットボトル	川越市寺山 4-1 049-222-5957	災害廃棄物等の処理の 協力に関する協定

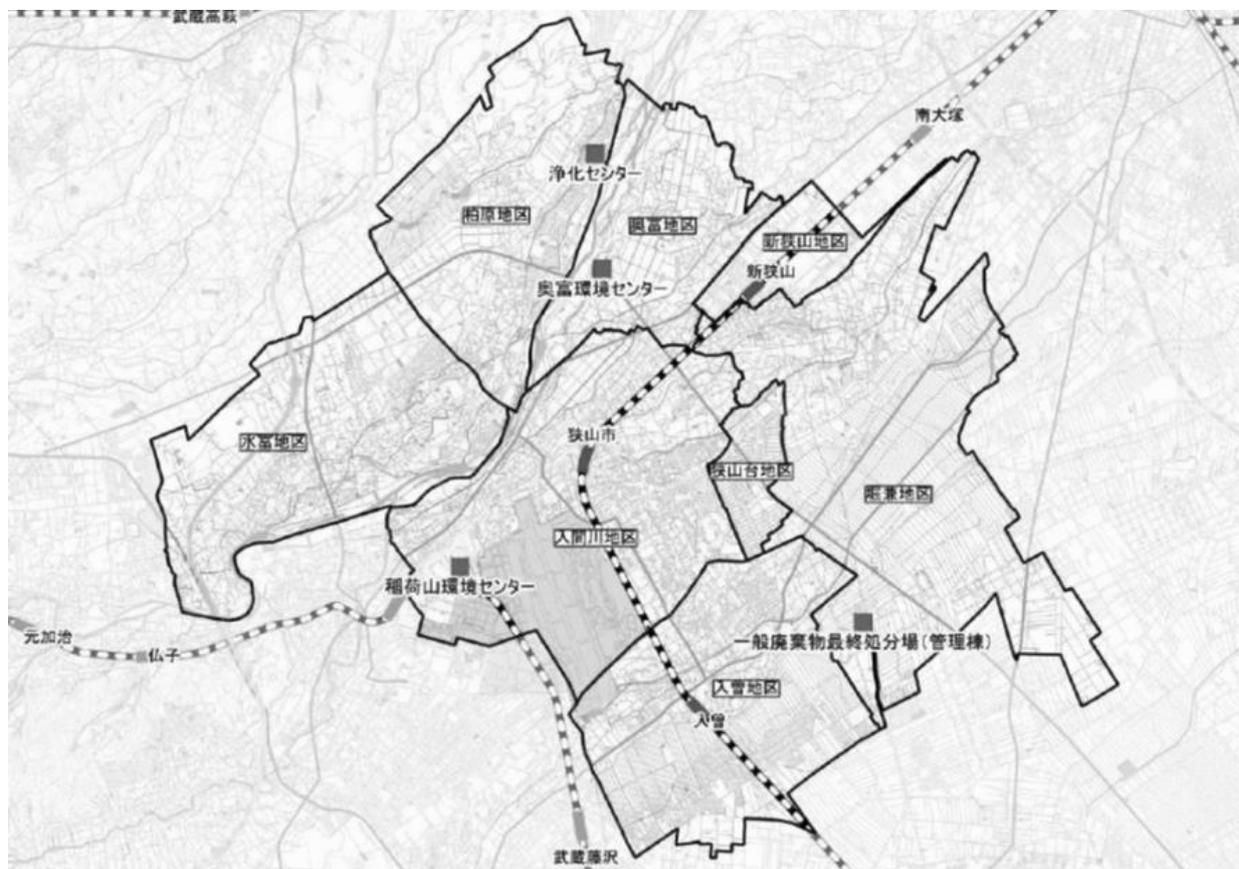
表 3-3 近隣の産業廃棄物処理施設

事業所名	施設処理概要	住所・連絡先	協定名
日栄興産(株)	破碎・減容	狭山市上赤坂 643-4 04-2956-2125	地震等大規模災害時における 災害廃棄物の処理等に関する 協定書
(株)木下フレンド	破碎・圧縮・溶融	所沢市坂之下 1142 04-2944-1896	〃
松田産業(株)	破碎・焼却 他	入間市狭山ヶ原 108-9 04-2907-3611	〃

表 3-4 収集運搬車両（一般廃棄物分）

所有者名	車両種別・台数	住所・連絡先	備考
奥富環境センター	ごみ 17台	狭山市上奥富 897-1 04-2953-2831	直営
狭山市一般廃棄物収集運搬 許可業者 36社	ごみ・し尿 140台	狭山市及び近隣市	委託・許可

図 3-1 一般廃棄物処理施設等の位置図



第2節 災害廃棄物処理業務の内容

2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定

■ 事前対策

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、本市地域防災計画（平成30年3月）において推計した被害想定等を基に発生量の推計をする。

なお、発災時は、被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量を把握し、具体的な実行計画に反映する。

表3-5 被害棟数と原単位（立川断層帯による地震）

被害区分	被害棟数・世帯数	発生原単位(※)	災害廃棄物量
全壊	39棟	161 t/棟	6,279 t
半壊	890棟	32 t/棟	28,480 t
火災焼失（木造）	5棟	107 t/棟	535 t
火災焼失（非木造）	1棟	135 t/棟	135 t
合計	935棟		35,429 t

※ 発生原単位…環境省災害廃棄物対策指針

表3-6 種類別災害廃棄物量（立川断層帯による地震）

種類	災害廃棄物量
可燃物	2,781 t
不燃物	10,107 t
コンクリートがら	20,429 t
金属類	1,070 t
柱角材	1,042 t
合計	35,429 t

■ 災害応急対応

災害情報、被害想定等を基に発生量を推計する。

■ 復旧・復興

処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果をもとに、廃棄物の発生量及び要処理量の見直しを行う。

2.2 処理スケジュール

■ 事前対策

復旧・復興に向け、本市、県、関係事業者、住民が連携し、3年以内に処理業務を完了することを目標とする。

被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害において、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれ、3年間で処理を終えることが困難な場合は、国、県と連携調整のうえ広域処理などで対応することとする。処理スケジュール（想定）は、表3-7のとおりとする。

表3-7 処理スケジュール（想定）

	初年度		次年度		三年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場の設置	■					
災害廃棄物の搬入	■	■	■	■	■	■
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	■
仮置場の撤去						■

■ 災害応急対応

災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を踏まえた処理スケジュールを作成する。

災害廃棄物処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了のそれぞれについて目標期限を設定し、広域処理を含めたスケジューリングを行う。

■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗に応じ、処理見込量を算出し、スケジュールを見直す。

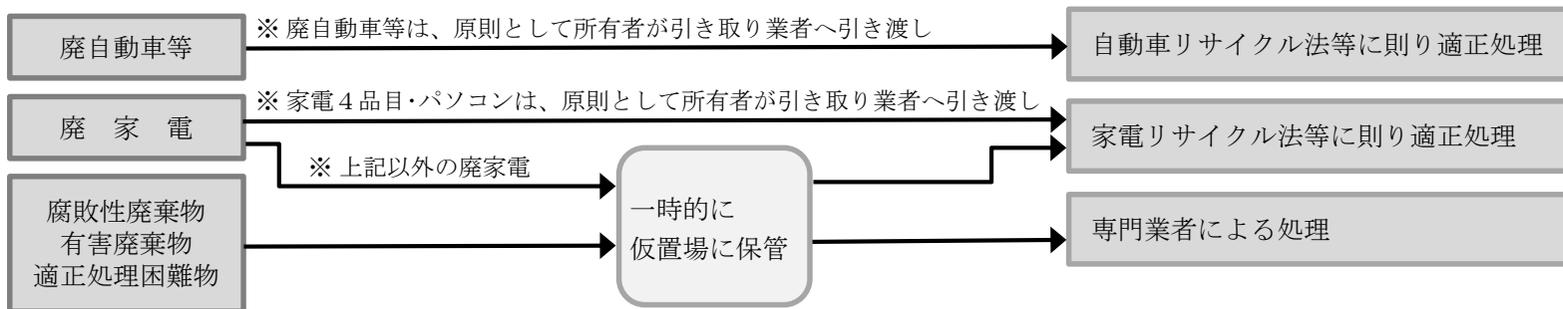
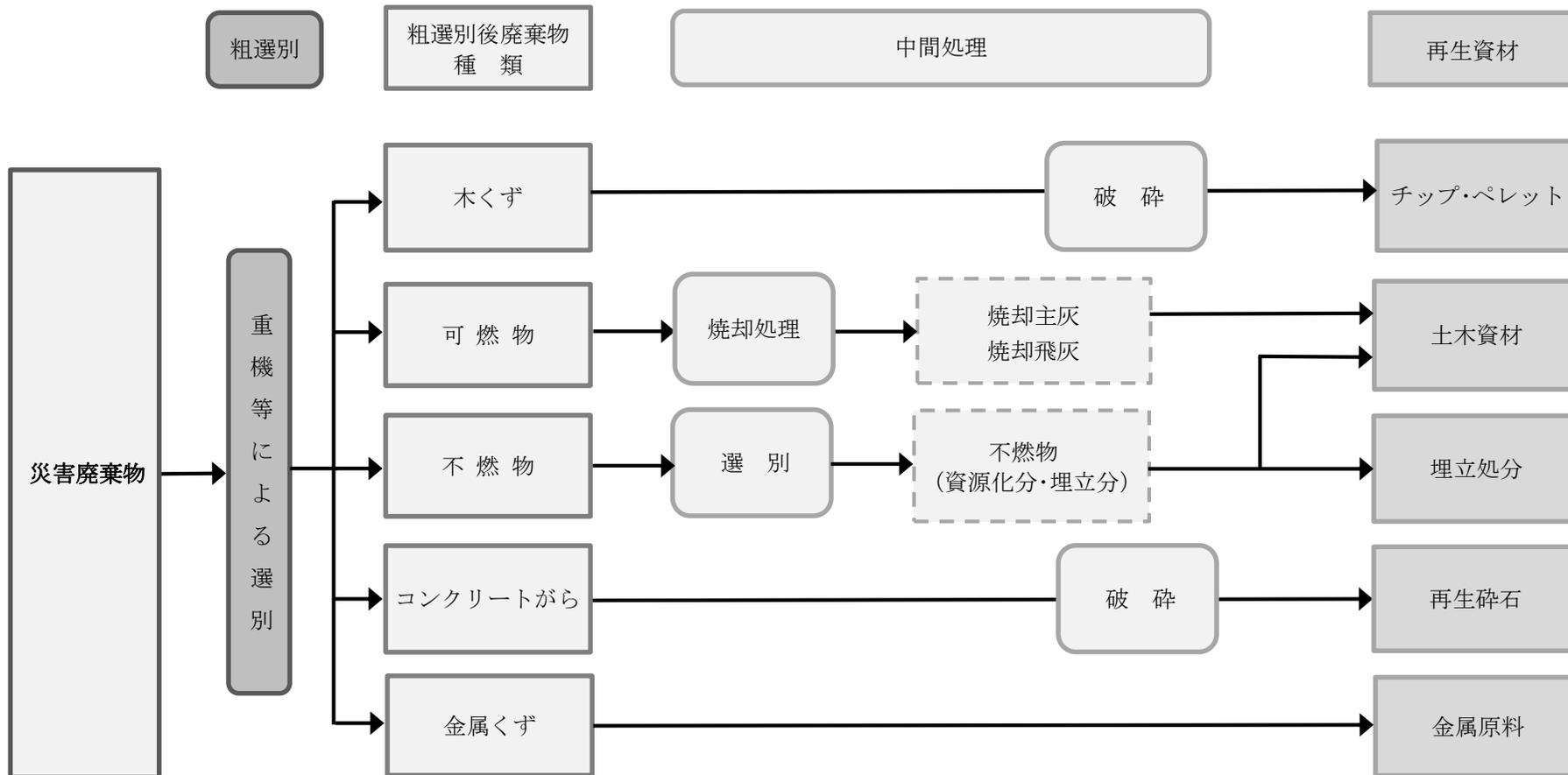
2.3 処理フロー

■ 事前対策

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、本市の廃棄物処理施設の被害状況を勘案しつつ、処理フローを次ページ図3-2のとおり設定する。

災害廃棄物には、適正処理困難物も多く含まれることから、県及び関係機関と連携し、民間事業者や関係団体の協力も踏まえた処理方法を設定する。

図3-2 処理フロー



■ 災害応急対応

災害の種類・規模に応じて、図3-2を適宜見直し、処理フローを設定する。その際も、災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、本市の廃棄物処理施設の復旧状況を想定しつつ、処理フローを設定する。

■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗状況にあわせ処理フローを見直す。

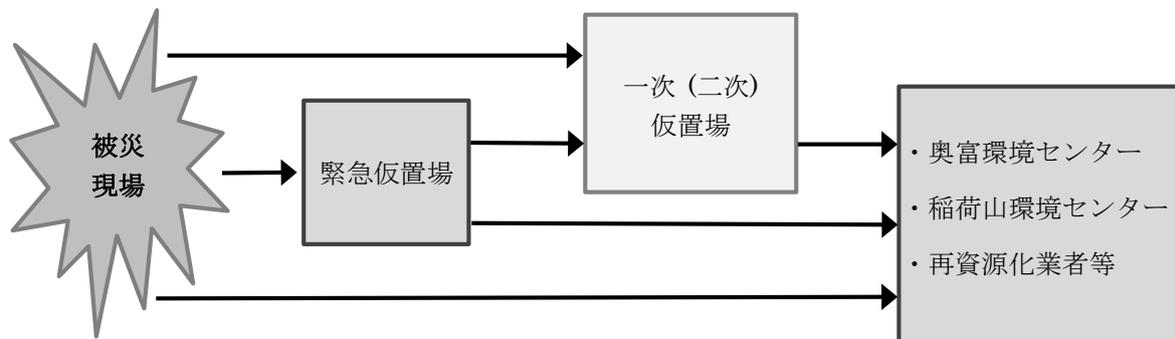
2.4 収集運搬計画

■ 事前対策

被災現場から仮置場への運搬、仮置場から奥富環境センター、稲荷山環境センター、再資源化業者等への運搬等を実施する。なお、環境センターや再資源化業者等の稼働状況により、処理が可能な廃棄物については、仮置場を経由せずに、直接該当する施設へ運搬する。

図3-3に被災現場からの搬出方法を示す。

図3-3 被災現場からの搬出方法



仮置場への運搬・搬入は、利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には、道路事情等に応じた荷台が深い小型の車両が必要となる。

なお、災害廃棄物の収集運搬に必要な車両台数は災害廃棄物発生量から、延べ約5,000台が見込まれる。

表3-8 災害廃棄物の収集運搬車両の延べ必要台数の算出

災害廃棄物発生量		4 t (3 ^m)車	10 t (6 ^m)車
重量	35,429 t	2,500 台	2,500 台

■ 災害応急対応

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、災害対策本部等を通じて処理担当が把握し、住民の生活環境改善のため、効率的な収集運搬計画を策定する。

また、主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、災害対策本部及び都市建設部と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進める。その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む廃棄物等の情報を合わせて提供する。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。

災害廃棄物、避難所及び家庭等から排出される廃棄物を収集運搬するため、県を通じて周辺自治体（広域災害の場合は、友好交流都市等）や狭山市建設業協同組合などへ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

その他、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。

し尿処理に関しては、利用者数等の情報を入手したうえで、仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集を計画的に実施する。

■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の状況に応じ、収集運搬車両の必要台数を見直し、収集運搬の効率化を図る。

2.5 仮置場の設置、運営管理、返却

■ 事前対策

緊急仮置場は、被災現場に近い場所に緊急的に設置するものであり、一次仮置場の整備に合わせ、順次廃止する。

一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から奥富環境センター・稲荷山環境センター・再資源化事業者等に運搬する際の中継施設として設置する。また、一次仮置場では、手作業、重機作業により粗選別を行う。

なお、想定量を超えた膨大な災害廃棄物が発生した場合には、災害廃棄物の破碎、選別、焼却等の中間処理を行う仮設処理施設としての二次仮置場の設置が必要となる。

本市で設置を想定する仮置場の種類は、次ページ表3-9のとおりとする。

表 3-9 仮置場の種類

緊急仮置場	被災住民が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とし、被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数ヶ月間に限定して受け入れる。路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。ただし、搬入に際しては、危険物や有害物等が搬入されたり、周辺の生活環境が悪化したりしないよう、緊急仮置場周辺の自治会等と搬入管理方法について協議したうえで設置する。
一次仮置場	被災住民が直接、災害廃棄物を搬入するとともに、市の委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。搬入された災害廃棄物の粗選別等の前処理を行い、奥富環境センター・稲荷山環境センター・再資源化業者等への搬出や再資源化業者等への引き渡しまでの間、一時保管する。
(二次仮置場)	既存処理施設を最大限活用しても、処理することができない想定量を超えた膨大な災害廃棄物が発生した場合には、災害廃棄物の中間処理（破碎、選別、焼却等）を行う仮設処理施設の機能を持った二次仮置場の設置が必要となる。二次仮置場の設置にあたっては、国、県と連携調整のうえ広域処理などの対応を行うこととする。

緊急仮置場については、被災現場に近く、被災者が直接搬入できるような候補地の選定や搬入管理方法を事前に自治会等と検討していく必要がある。

また、一次仮置場については、立川断層帯による地震発生時には災害廃棄物量から、約10,000㎡が必要となる。一次仮置場必要面積を表 3-10、一次仮置場の候補地リストを表 3-11に示す。

表 3-10 災害廃棄物の一次仮置場必要面積（立川断層帯による地震）

災害廃棄物			必要面積		
可燃物	不燃物	計	可燃物	不燃物	計
3,823 t	31,606 t	35,429 t	2,500 ㎡	7,500 ㎡	10,000 ㎡

表 3-11 一次仮置場の候補地リスト

種類	名称	住所	面積
一次	奥富環境センター スtockヤード	狭山市下奥富 1509 他	3,976 ㎡
〃	憩いの家跡地	狭山市上奥富 868 他	6,716 ㎡
一次予備	智光山公園テニスコート駐車場	狭山市柏原 548 他	約 4,900 ㎡
〃	富士塚公園	狭山市柏原 337-23 他	4,223 ㎡
〃	旧最終処分場	狭山市加佐志 568 他	9,770 ㎡

■ 災害応急対応

発災後、被害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、被災現場の近い場所に、速やかに緊急仮置場を確定する。

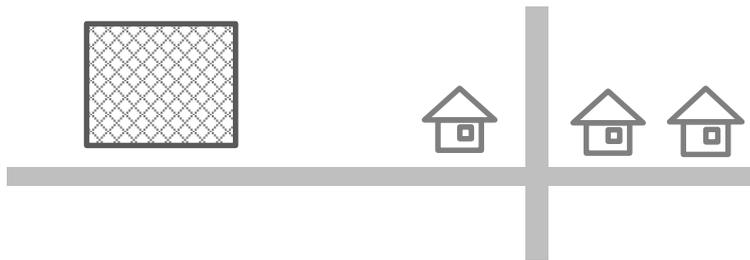
また、緊急仮置場の搬入時間帯や分別方法等の管理方法を確定し、自治会の協力を得ながら緊急仮置場の管理を行う。緊急仮置場においても、可能な限り分別して自己搬入できるよう協力を要請する。

災害廃棄物の発生量及び廃棄物処理施設の稼働状況から、必要に応じて一次仮置場を設置する。必要となる一次仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する箇所を確定する。

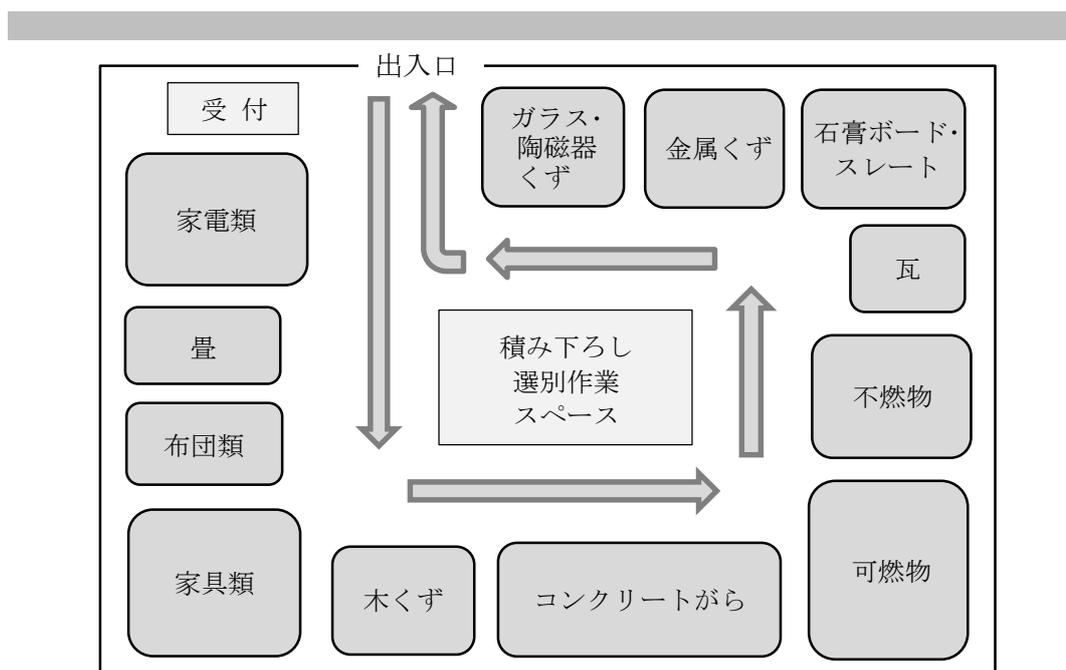
使用する一次仮置場では、使用前に可能な範囲で土壌汚染状況を確認し、仮置する災害廃棄物の性状に合わせて土壌汚染防止策を検討するとともに、フェンス、消火用水槽等の必要設備を設置する。図3-4に仮置場平面図を示す。

図3-4 仮置場平面図

① 緊急仮置場



② 一次仮置場



■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗に合わせて、周辺への生活環境改善が必要な仮置場から順次閉鎖する。閉鎖する仮置場は土壌調査等を実施したうえで、地権者へ契約に基づいて返還する。

復旧・復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消策等を適宜検討する。

また、使用中の全ての仮置場で環境モニタリングを継続して実施する。

2.6 環境モニタリング

環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止するとともに、災害廃棄物処理現場における労働災害の防止を目的とする。

表3-12 環境モニタリング項目

環境項目	調査・分析方法
大気（飛散粉塵）	ろ過補習による重量濃度測定方法（JIS Z 8814）に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気（アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第4.0版（平成22年6月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌	<ul style="list-style-type: none">・第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成15年環境省告示第16条（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法）・第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成15年環境省告示第18条（土壌溶出量調査に係る測定の方法）・第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成15年環境省告示第19条（土壌含有量調査に係る測定の方法）・第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成15年環境省告示第18条（土壌溶出量調査に係る測定の方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9環告第63号）に基づく方法
水質	<ul style="list-style-type: none">・排水基準を定める省令（S46.6総理府例第35号）・水質汚濁に係る環境基準について（S46.12環告第59号）・地下水の水質汚濁に係る環境基準について（H9.3環告第10号）

仮置場における火災防止対策の観点からも、定期的に仮置場の見回りを行う。また、可燃物を仮置きしている場合は可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

■ 災害応急対応

発災後は、平時の検討した環境モニタリング項目から、被災状況を踏まえて決定し、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所（PRTR情報※）等）での環境モニタリングを実施し、その結果を適時公表する。腐敗性廃棄物を優先的に処理し、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤、シート被覆等の対応を実施する。

仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ、積み上げ高さの制限（5m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。

火災発生時の初期消火機材、訓練等の体制を整える。

※ PRTR情報…有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

■ 復旧・復興

引き続き、建物の解体・撤去現場や仮置場での環境モニタリングを定期的実施する。

2.7 再生利用

■ 事前対策

災害廃棄物は、再生利用可能なものを多量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効利用していくものとする。表3-13に再生利用する再生資材を示す。

表3-13 再生利用する再生資材

災害廃棄物	再生資材	利用用途
コンクリートがら	再生砕石	道路路盤材等
金属くず	金属原料	金属類
木くず（柱・角材）	チップ、ペレット	サーマルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
可燃物	焼却灰	セメント原料等

■ 災害応急対応

災害応急時においても、再生利用を考慮し、仮置場では可能な限り分別を行う。

また、仮置場で害虫、悪臭が発生した場合は、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

再生資材の発生量に応じて、関係機関と調整のうえで、保管場所を設ける。

■ 復旧・復興

復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行う。

2.8 広域的な処理・処分

■ 事前対策

大規模災害発生に備え、県及び近隣自治体と広域処理・処分に係る連絡体制や手順について、協議を進めるとともに訓練を実施する。

広域処理・処分では、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する県外の自治体等と事前に災害廃棄物処理に係る協定締結について検討する。

また、広域処理の支援側となることも想定し、本市の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きをあらかじめ定めるとともに、必要に応じて地域住民への説明を行う。

■ 災害応急対応

大規模災害により、自区内で計画的に災害廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、広域処理を検討するため、県と協議を行う。

■ 復旧・復興

広域処理が必要と判断した場合には、実施に向けた調整を行う。また、県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況等から受入れの可否、受入れ可能量等の検討を行い、速やかに県に連絡する。

支援（委託処理）を行う場合は、要請先の自治体と受入手続きを迅速に進め、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、住民の合意形成を図る。

2.9 適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策

■ 事前対策

大規模災害発生時に発生する有害廃棄物等は、地震等の災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になるおそれがあるため、平常時から有害物質の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者へ支援を要請し、業者による引き取りのルールなどを確認しておき、災害発生時に、速やかに回収・処理ができる環境を整えておく。次ページ表3-14に主な有害・危険物を示す。

表 3-14 主な有害・危険物

有害廃棄物	鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）
	化学合成油（潤滑油等）
	有機溶媒（シンナー、塗料等）
	薬品類（農薬や毒物・劇物等）
	廃アスベスト（飛散性）及びアスベスト含有廃棄物
	CCA処理木材(※)
	ヒ素含有石膏ボード
	PCB含有機器（トランス、コンデンサ等）
	ガスボンベ（LPガス、高压ガス等）
	フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）
	アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）
	消火器
	火薬、花火、猟銃の弾丸等
	感染性廃棄物

※ CCA処理木材…木材の防腐・防蟻を目的としてCCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）を内部に注入した木材

■ 災害応急対応

有害物・危険物の保管リストを基に、流出・飛散等が発生していないか事業所等へ確認を行う。万が一、流出・飛散等が発生していた場合は、有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、事業者とともに調査を行い、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、所有者等に対して速やかな回収を指示し、適切な処分を求める。

災害廃棄物の内、混合系の廃棄物には有害物質が含まれている可能性があるため、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境の確保を図るとともに安全対策を徹底する。

所有者不明の有害物質を含む廃棄物は、関係機関と調整のうえ処理ルートを確認する。

■ 復旧・復興

災害応急対応に同じ

2.10 思い出の品

■ 事前対策

位牌やアルバム等、個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）が仮置場の選別工程で発見された場合は、閲覧・引渡しする方法を検討する。

具体的には、可能な限り分別及び洗浄を実施し、台帳を作成したうえで保管し、持ち主に返却できるよう広報を行う。

また、有価物（現金、株券、金券、商品券、貴金属等）を発見した場合は、発見日時・発見場所・発見者氏名を記載して保管し、その日ごとに本市職員が警察署に届ける等のルールを定める。

■ 災害応急対応

思い出の品や貴重品は、仮設小屋等の保管場所を確保し、ルールに従って保管・広報・返却等を行う。

また、貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。

■ 復旧・復興

災害応急対応と同様

2.11 避難所ごみ・生活ごみ

■ 事前対策

避難所等の環境衛生保全のため、避難所担当部署と連携を図り、避難所ごみの収集は被災後3日以内を目途に開始する。また、避難所ごみは、ごみの分別区分に従い分別を行ったうえで収集を行い、被災状況により適宜区分の見直しを行う。

なお、被災状況によっては、平時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて県及び近隣自治体に対し、支援要請を行う。

また、医療系等の有害・危険廃棄物については、取扱いに注意し、密閉保管するように周知する。

避難所ごみの発生量予測を表3-15に示す。

表3-15 避難所ごみ発生量予測（立川断層帯による地震）

	避難者数	ごみ発生量
地震発生1週間後	408人	0.23 t/日

※ ごみ発生量 = 避難者数(人) × 平成29年度発生原単位(g/人・日)

生活ごみについては、可能な限り、被災後3日以内を目途に通常の収集体制を確保する。被災状況により区域を分けて収集するが、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、状況に応じて早朝・夜間収集等を実施する。

平時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行ったうえで、腐敗性の高い食品残渣等を優先して回収する。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行うなどの措置を講じる。また、災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、必要に応じて支援要請を行い、他市町村の焼却施設での処理を委託する。

不適正排出や、道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロール等を行う。

■ 災害応急対応

避難所開設、避難所外避難者数等の情報を速やかに把握し、収集体制、収集ルート等の検討を行う。また、通常体制での収集が困難な場合、支援要請を行い早期に収集体制を構築する。

■ 復旧・復興

避難所の閉鎖状況や各地区の居住者数等の情報を収集し、収集体制、収集ルート等の見直しを行う。

また、ごみ処理施設の復旧状況に応じて、処理先の見直しも行う。

2.12 し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、地域防災計画で定める仮設トイレ設置計画に基づき配置される仮設トイレの計画的な収集体制を整備する。

■ 事前対策

1) 必要資機材等

本市のし尿等の収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては、対応が困難になるため、必要に応じて支援要請を行う。

また、避難所外避難者や下水道の被災によって、自宅トイレの使用ができない住民が仮設トイレを使用した場合、仮設トイレ利用者が増加することも想定される。

し尿等の発生量及びバキューム車必要台数予測を次ページ表3-16に示す。

表 3-16 し尿発生量及びバキューム車必要台数予測（立川断層帯による地震）

避難者数	非水洗化人口 下水道支障人口	し尿発生量	仮設トイレ数	バキューム車 必要台数
408 人	16,449 人	28 kℓ/日	135 基	8 台

※ し尿発生量 = (仮設トイレ必要人数 + 非水洗化区域し尿収集人口) × 発生量1.7ℓ/人

2) し尿の収集運搬、処理

し尿の収集運搬について、被災後の迅速な対応のため、関係課、県、し尿収集運搬業者者等との情報共有と連携を図る。本市のし尿の収集運搬等に係る協定は表 3-17 のとおりである。

表 3-17 し尿の収集運搬等に関する応援協定締結団体

名 称	締 結 者	締結日	応援協定内容（概要）
災害廃棄物等の処理 の協力に関する協定	・埼玉県清掃行政研究協議会 ・埼玉県一般廃棄物連合会	平成22年 8月6日	仮設トイレの設置、 汚水の汲み取り及び運搬

近隣自治体も同時に被災した場合、支援を受けられない可能性が高く、広域下水道処理施設が被災し、水洗トイレが使用できないことも想定されることから、以下の対策を検討する。

- 収集運搬車両の確保
- 浄化センターの浸水対策等
- 浄化センター、下水道処理施設被災の際の対策

■ 災害応急対応

- 避難人数を把握するなど、避難所等に必要な仮設トイレの数と種類を把握する。
- し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。

■ 復旧・復興

避難所の閉鎖や縮小に併せて収集運搬体制の見直しを行う。

第3節 住民への広報・啓発

3.1 広 報

■ 事前対策

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

また、速やかな情報公開、過不足をなくするため、情報公開のひな形を作成する。

広報手段は表3-18、広報する内容は表3-19のとおりとする。

表3-18 広報手段

対 象 者	広 報 手 段
一般市民、被災者	防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、市公式ホームページ、市公式ソーシャルメディア、狭山ケーブルテレビ等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、メール等
市職員	庁内放送、職員ポータルサイト、職員参集システム等

表3-19 広報内容

時 系 列	広 報 内 容
平 常 時	<input type="checkbox"/> 情報入手手段 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理計画（本計画） <input type="checkbox"/> 災害廃棄物発生量、処理処分方針の周知 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物に関する事例の紹介 等
発 災 後	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ場所、緊急仮置場場所 <input type="checkbox"/> 仮置場の場所、仮置場搬入ルール、思い出の品の保管状況 <input type="checkbox"/> 便乗ごみ、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止 <input type="checkbox"/> 危険物・有害物質への対応、衛生確保に関する情報 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物に対する問合せ先 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理進捗状況 等

■ 災害応急対応

発災直後は、緊急情報（仮設トイレ、危険物・有害物の取扱い、生活ごみ・災害ごみの排出方法等）に限って発信する。

避難所の場所とともに仮設トイレ設置場所、発災直後のごみ出しルールを避難者や住民に周知する。

- 緊急仮置場、一次仮置場等の場所を選定し、仮置場への搬入ルールとともに仮置場位置を住民、ボランティア、関係機関等に連絡する。
- 危険物・有害物の漏洩などが判明した場合は速やかに周辺地域住民、関係機関に立ち入り禁止区域等を周知する。
- 災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供していく。

■ 復旧・復興

- 「災害廃棄物処理実行計画」に基づき災害廃棄物処理のスケジュール、仮置場運営状況等の情報を提供し、災害廃棄物処理への理解を広げる。

3.2 相談窓口

災害廃棄物に関する住民からの相談や苦情については、資源循環推進課が相談窓口となり、一元的に対応する。

住民からの相談・苦情の内容については、庁内での情報の共有化を図るため、対応を行なった担当者が記録・整理し、集約を行う。

第4節 発災時における県への事務委託

被害が甚大であり、本市のみで対応することが困難である場合は、県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行う。

■ 事前対策

- 県及び市町村であらかじめ協議し、県への事務委託の判断について検討する。
- 事務委託を行う場合の手続きを明確にしておく。

■ 災害応急対応

- 被災状況、災害廃棄物発生量等を確認し、本市の対応を検討する。
- 本市のみで対応することが困難と判断した場合は、事前の協議に基づき、県への事務委託を要請する。
- 県及び本市の役割について明確化する。

■ 復旧・復興

- 県の行う事務に協力する。

第5節 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害の被害状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

■ 災害応急対応

- 災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画を見直し、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

計画で定める項目を表3-20に示す。

表3-20 災害廃棄物処理実行計画で定める項目

項目	内容
実行計画の基本的事項	計画の位置づけ、基本方針、対象地区等
被災状況と災害廃棄物の量	被災状況、災害廃棄物・避難所ごみ・し尿発生量の推計等
災害廃棄物の処理体制	処理実行体制、既存処理施設・周辺自治体等の受入可能量、仮置場の設置・管理等
災害廃棄物の処理方法	処理対象廃棄物、廃棄物の種類別処理方法
処理スケジュール	処理目標期限の設定、処理スケジュール
実行計画の進捗管理	計画の見直し

■ 復旧・復興

- 復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に併せて実行計画の見直しを行う。
- 災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直しする。
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
- 処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行う。
- 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ収集運搬方法の見直しを行う。
- 設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う二次仮置場の設置や広域処理を検討する。
- 仮置場の返却にあたっては土壌分析等を行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行う。

第4章 計画の運用と見直し

第1節 職員への教育

本計画の実行性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする研修を行うとともに、計画的に訓練を行う。研修計画は表4-1のとおり、訓練計画は表4-2のとおりとする。

表4-1 研修計画

研修名称	対象者	研修内容	実施時期
初任者研修	環境経済部新任者	本計画の内容周知 基礎的知識の習得	年度当初
定期研修	環境経済部職員	本計画の再確認 災害対応の事例確認 視察 その他	随時

表4-2 訓練計画

訓練名称	対象者	研修内容	実施時期
情報伝達訓練	資源循環推進課 奥富環境センター 稲荷山環境センター	協定内容等の再確認 要請手順の確認 他	随時

研修・訓練計画は、地域防災計画や国の指針の改定等に併せて計画内容の見直しを行う。
また、訓練で抽出された課題や協定内容の変更に応じて必要な修正を行う。

第2節 計画の進捗管理・見直し

狭山市地域防災計画に基づき、庁内の関連部署との調整、埼玉県災害廃棄物処理計画と連携を図りながら、図4-1のような流れで点検を行い、定期的に本計画を更新する。

図4-1 計画の進捗管理と見直しの流れ

